最終更新日：2018年12月17日

広島電鉄株式会社
代表取締役社長　椋田　昌夫
問合せ先：経営管理本部　総務部　総務課　082-242-3521
証券コード：9033
http://www.hiroden.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、運輸業を中心とする公共性の高い事業を行っていることを踏まえ、社会の公器として、株主・顧客・取引先・債権者・従業員・地域社会等の様々なステークホルダーの利益に貢献するため、継続して安定した企業経営を行うことを経営の基本方針とし、この基本方針に従った事業活動を推進するために必要となるコーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４　議決権電子行使プラットフォーム、招集通知の英訳】
当社における機関投資家や海外投資家の株式保有比率は低く、費用対効果も考慮し、総じて必要性が低いため、議決権電子行使プラットフォームを利用しておりません。また、招集通知の英訳についても、同様の理由により実施しておりません。引き続き、機関投資家や海外投資家の株式保有比率等を考慮して、合理的な対応を検討してまいります。

【補充原則３－１－２　英語での情報開示・提供】
当社における海外投資家の株式保有比率が低く、費用対効果も考慮し、総じて必要性が低いため、英語での情報の開示・提供を実施しておりません。引き続き、海外投資家の株式保有比率等を考慮して、合理的な対応を検討してまいります。

【原則４－２　取締役会の役割・責務】
当社は、運輸業を中心とする公共性の高い事業を行っていることを踏まえ、中長期的な業績に連動した報酬制度は導入しておりません。健全な企業家精神の発揮に資するような報酬制度の導入については、中長期的な業績に連動した報酬制度の導入の必要性を含め、検討してまいります。

【補充原則４－２－１　業績連動報酬・株式報酬の適切な割合設定】
経営陣の報酬について、客観性・透明性ある手続による報酬制度の設計及び具体的な報酬額の決定、自己株報酬導入や中長期的な業績（株価等）に連動した報酬制度の導入については、当社の事業内容・組織体制を踏まえ、その必要性を含め、検討してまいります。

【補充原則４－10－１　任意の仕組みの活用】
当社は独立した諮問委員会は設置しておりませんが、定期的に社外取締役と監査役との情報交換会を開催するなど、中立的・客観的な立場である社外取締役の適切な関与・助言を得る機会を積極的に設けております。
独立した諮問委員会の設置については、当社の事業内容・組織体制を踏まえ、その必要性を含め、検討してまいります。

【原則４－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、取締役会の構成について、運輸業及び不動産業という高い専門性が求められる事業を行っていることを踏まえつつ、様々な視点による審議に基づく意思決定と業務執行の監督を行うため、構成員が有する経験・見識・能力等の多様性を考慮しております。
現在、女性の取締役・監査役は選任しておりませんが、取締役・監査役候補者の選定にあたっては、性別に関わらず経験・見識・能力等を公正に評価しており、引き続き取締役会の多様性の確保に努めてまいります。
なお、当社はその事業内容が極めて地元志向・地域密着であることを踏まえ、国際性の面での多様性については、慎重に検討することといたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　政策保有株式】
（政策保有株式に関する方針）・・・コーポレートガバナンス基本方針・別添（2）
当社は、当社及び当社グループの事業運営を円滑に行うため、保有することで目的が達成されると判断した場合は、上場会社株式を取得し、保有することとしております。
主要な政策保有株式については、毎年、取締役会で個別銘柄ごとに保有の適否を検証し、目的が達せられないと判断した場合は、売却時期等を勘案のうえ売却する方針としております。
なお、2018年度は、当社の「上場株式の政策保有に関する方針」に基づき検証した結果、金融機関株式８銘柄、航空・通信株式３銘柄、その他株式５銘柄を保有することとしております。

（政策保有株式の議決権行使基準）・・・コーポレートガバナンス基本方針・別添（3）
当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、株主総会付議議案が保有先企業の持続的成長に資する施策であるかの視点をもって、当該企業の経営状況・財務状況等を踏まえ、企業価値が著しく毀損される事態が発生した場合や財務の健全性に悪影響を及ぼす場合などにおける当該議案には反対するなど、議案ごとに賛否を判断します。

【原則１－７　関連当事者の取引】・・・コーポレートガバナンス基本方針1.（7）
当社は、取締役が行う取引が利益相反取引・競業取引に該当する場合は、会社や株主の利益を害することのないよう留意し、取締役会の承認を得なければならない旨を「取締役会規程」に定め、取引の状況を監督します。
監査役は、取締役の行う取引が利益相反取引・競業取引に該当する場合は、取締役の義務に違反する事実がないかを監視し、検証する旨を

「監査役監査基準」に定め、取締役の行う取引の状況を監査します。
また当社は、取締役及び監査役が行う取引については、毎年調査を行い、関連当事者間の取引の有無について確認します。

【原則2－6　企業年金アセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、確定給付企業年金の運用に関して取締役会の承認に基づく「年金資産の運用に関する基本方針」を定め、必要な経験や資質を有する人材を配置するとともに、運用機関より定期的に運用状況等に関する報告を受けることにより、年金資金の運用の適正化を図っています。

【原則3－1　情報開示の充実】
⑴ 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、役職員が当社の価値観や事業活動を推進するうえでの第一義に遵守すべき事項を明確に認識できるよう、「社是」、「無事故の誓い」を定め、また、役職員が自らの行動において当社の役職員としての心構え・行動指針を明確に認識できるよう、「広島電鉄社員行動規範」及び「電車・バスの安全に係る行動規範」を策定し、周知しております。また、電車・バス車両の導入をはじめとした主要な中期設備投資計画「サービス向上計画」を策定し、実施状況も含めた内容を公表しております。詳細は、当社ホームページをご参照ください。
・社是、無事故の誓い、広島電鉄社員行動規範、電車・バスの安全に係る行動規範
http://www.hiroden.co.jp/company/outline/policy.html
・サービス向上計画（設備投資計画・進捗状況等）
http://www.hiroden.co.jp/improve-service/index.html

⑵ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
基本的な考え方は、本報告書「1．1．基本的な考え方」に記載しています。また、当社では、取締役会において「コーポレートガバナンス基本方針」を策定しており、当社ホームページに公表しています。http://www.hiroden.co.jp/company/outline/pdf/governance.pdf

⑶ 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き・・・コーポレートガバナンス基本方針・別添⑻
当社は、取締役の報酬の額については、株主総会で承認された総額の範囲内で各取締役の地位・担当職務及び在籍年数等を勘案して支給するとの方針のもと、年度業績を加味したうえで、取締役会での決議に基づき個別の支給額を決定します。

⑷ 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
・・・コーポレートガバナンス基本方針・別添⑼
当社は、取締役を指名・選任するにあたっては、経営の基本方針の理念に基づき、当社を取り巻く様々な課題に果敢に挑戦しながら、継続して安定した企業経営に貢献することのできる人材を選任するとの方針のもと、経験・見識・能力及び人格等を総合的に勘案し、候補者として指名します。
監査役を指名・選任するにあたっては、経営の基本方針の理念に基づき、企業経営に対して公正性・客観性をもって意見し、監視を行うことにより継続して安定した企業経営に貢献することのできる人材を選任するとの方針のもと、経験・見識・能力及び人格等を総合的に勘案し、候補者として指名します。
代表取締役社長をはじめとする役付取締役を選定するにあたっては、取締役としての豊富な経験や業務執行の実績等を踏まえ、株主・顧客・取引先・債権者・従業員・地域社会等の様々なステークホルダーの存在に配慮しながら当社が抱える様々な経営課題に対して率先垂範して挑むことのできる者を、その役付取締役に求められる役割に応じて選定します。
また、経営の基本方針の理念に基づき、全社的視点をもって業務の執行にあたることにより企業経営に貢献することのできる人材を育成するため、執行役員制度を設け、執行役員を指名・選任するにあたっては、将来の取締役又は監査役候補者としての経験・見識・能力及び人格等も考慮し、総合的に検討・判断のうえで選任します。
取締役及び執行役員の任期は、各々が責任を担う業務の執行を機動的かつ迅速に推進することが必要であることを意識できるよう、原則として1年とします。
なお、経営陣幹部に重大な不正又は法令・定款違反等があり当社の企業価値を著しく毀損する事態に至った場合は、当該経営陣幹部の解任について取締役会において十分な審議を行ったうえで決議することとします。

⑸ 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明
経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名の理由については、株主総会参考書類における略歴、地位、担当及び重要な兼職の情報に記載します。

【補充原則4－1－1　取締役会の決定事項及び経営陣に対する委任の範囲】・・・コーポレートガバナンス基本方針4.⑴
経営の基本方針及び経営戦略や経営計画に基づく個別の業務の決定においては、当社は監査役会設置会社であることを踏まえ、重要な事案は、取締役会において取締役相互による活発な議論と社外取締役の助言や監査役の意見も含めた多面的かつ十分な検討によって意思決定を行います。
その他の事案は、その重要度に応じて、任意の会議体であり常勤の取締役及び執行役員で構成する経営会議や稟議手続によって決定するものとし、その範囲は「経営会議規程」や「職務権限規程」において明確にしております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】・・・コーポレートガバナンス基本方針・別添⑽
当社は、社外取締役・社外監査役の選任にあたっては、社外での豊富な経験と幅広い知識に基づき、活発・率直な助言・意見や中立的・客観的な監督・監査により企業経営における透明性・公正性を確保し、継続して安定した企業経営に資することができる人材を選任するとの考え方に基づき、会社法に定める社外要件及び当社が上場する金融商品取引所が定める独立性要件を満たす者を選任します。

【補充原則4－11－1】
（取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方）・・・コーポレートガバナンス基本方針・別添⑾
当社は、取締役会の構成について、運輸業及び不動産業という高い専門性が求められる事業を行っていることを踏まえつつ、様々な視点による審議に基づく意思決定と業務執行の監督を行うため、構成員が有する経験・見識・能力等の多様性を考慮します。また、当社の事業規模を勘案し、取締役の員数を合理的に設定します。（現在は12名以内）

（取締役の選任に関する方針）・・・コーポレートガバナンス基本方針・別添⑼
当社は、取締役を指名・選任するにあたっては、経営の基本方針の理念に基づき、当社を取り巻く様々な課題に果敢に挑戦しながら、継続して安定した企業経営に貢献することのできる人材を選任するとの方針のもと、経験・見識・能力及び人格等を総合的に勘案し、候補者として指名します。

【補充原則4－11－2　役員の兼任状況】
当社におきましては、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、兼任する会社において求められる役割・責務を適切かつ個別に考慮のうえ、合理的な範囲内にとどめるものとしています。なお、兼任状況は事業報告及び株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4－11－3　取締役会の実効性に係る分析・評価】
　当社は、取締役会の実効性に関する質問項目に基づき監査役全員で社内取締役に対するインタビューを実施し、その集計結果を参考に社外取締役と監査役の情報交換会において議論し、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しました。その結果について、取締役会において監査役会より報告がなされたのを受け、取締役会としての自己評価及びさらなる実効性向上に向けた改善課題について取締役及び監査役による議論を行い、2018年3月開催の取締役会において、当社取締役会の運営は、実効性が十分に確保できていることを確認しております。
　一方で、社外取締役及び社外監査役が付議事項への理解を深めるための工夫や、当社を取り巻く社会環境等の変化に応じた取締役会での付議事項の見直し等についての必要性を確認し、改善に向けた議論を行いました。
　当社は、今後もより一層充実したコーポレートガバナンスを構築するため、取締役会の実効性の改善に継続的に取り組んでまいります。

【補充原則4－14－2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】・・・コーポレートガバナンス基本方針・別添（12）
　当社は、取締役・監査役に対するトレーニングについては、就任時に取締役・監査役が自らの職務を行う上で必要となる法務・会計等の基本的知識を習得するため、また、就任後はこれらの知識を継続して更新するため、外部講師等による社内勉強会を実施しているほか、会社の費用負担により外部セミナーへの参加の機会を提供しております。
　社外取締役・社外監査役に対するトレーニングについては、社外取締役・社外監査役が当社の事業運営に対する的確な判断に基づく助言・意見に資することができるよう、就任時に当社の事業概要や経営課題等を説明するほか、通常は出席機会のない経営会議における付議事項についても、資料提供とともに必要に応じて個別説明を行う等、随時職務の執行に必要な情報を提供しております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】・・・コーポレートガバナンス基本方針・別添（13）
　当社は、株主との対話については総務課を所管部署とし、総務課を担当する取締役が株主との建設的な対話の実現に向けた諸施策の統括を行います。
　総務課は、経営計画の策定業務を所管する企画課、経理財務業務を所管する経理課と相互連携を図るほか、各部署と鋭意協力して株主との建設的な対話の実現に努めます。
　また、株主総会関連資料や決算情報・設備投資状況をはじめとする各種経営情報を当社ホームページへ掲出し、随時株主への情報提供を行うほか、取締役や執行役員その他の役職者が株主と直接対話する場を定期的に設け、その場で得られた意見・提言等は経営会議で報告し、意見、提言等に対する方策を議論します。
　また、当社は、インサイダー情報の管理について「インサイダー取引防止規程」を定め、株主に提供する情報の管理を適正に行います。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
広島日野自動車株式会社	1,170,828	3.85
株式会社広島銀行	1,044,000	3.44
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	877,500	2.89
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　五洋建設口	757,500	2.49
出光興産株式会社	750,000	2.47
株式会社鴻治組	701,650	2.31
広島ガス株式会社	618,000	2.03
三井住友海上火災保険株式会社	435,000	1.43
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	420,000	1.38
野村信託銀行株式会社（退職給付信託・三菱ＵＦＪ信託銀行口）	375,000	1.23

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田村　興造	他の会社の出身者								○	○		
秦　清	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田村　興造	○	田村興造氏は、広島ガス株式会社代表取締役会長であります。 当社は、同社と一般消費者としての通常の取引を行っております。 当社の代表取締役社長の椋田昌夫は、同社の社外取締役に就任しております。	上場会社の取締役として得られた経験と知識を、当社経営体制の強化にいかしていただいております。 当社と田村興造氏との間に特別な利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員として指定しております。
秦　清	○	―――	弁護士としての豊富な経験と知識を、当社経営体制の強化にいかしていただいております。 当社と秦清氏との間に特別な利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携については、監査役は、会計監査人から財務諸表監査、内部統制監査の実施状況について適宜報告を受け、相互に意見交換を行っており、当社及び関係会社の経営・財務状況に対する会計認識等の共有化により、効率的な監査を実施しております。
監査役と内部監査部門との連携については、当社では内部監査部門として、各本部から独立した代表取締役社長直属の組織として監査室を設置しており、監査室所属員は、監査役による課長及び室長・部長に対するヒアリングへの同席や関係会社に対する監査役往査への同行等をはじめとして、社内規程に基づき、監査役監査の補助業務を行っております。また、内部監査結果については、社外監査役を含めた全ての監査役へ監査結果を報告しており、適法・適正かつ効率的な監査を行うため、監査室と監査役とが相互に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
笠井　久雄	その他													
坂井　康成	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笠井　久雄	○	―――	他企業・組織での経験と知識を、当社監査体制の強化にいかしていただいております。 当社と笠井久雄氏との間に特別な利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員として指定しております。

坂井　康成	○	坂井康成氏は、当社の主要な借入先である株式会社広島銀行の常務執行役員でありましたが、2009年4月に退任し、相当の期間が経過しております。	上場会社である金融機関の執行役員として得られた経験と財務及び会計に関する知識を、当社監査体制の強化にいかしていただいております。 坂井康成氏は、当社の主要な借入先である株式会社広島銀行の常務執行役員でありましたが、2009年4月に退任し、相当の期間が経過しており、同行の意向に影響される立場にはありません。また、当社は複数の金融機関と取引をしており、同行からの借入額が当社の借入額全体に占める割合は特に大きいものではなく、同行が当社の意思決定に対し重大な影響を与えるおそれはありません。 当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では、取締役、監査役の報酬として、業績連動型報酬制度やストックオプション制度を導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2017年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額
取締役　12名 223百万円（うち社外取締役 2名 13百万円）
監査役　3名 41百万円（うち社外監査役 2名 18百万円）
（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．2012年6月28日開催の第103回定時株主総会決議にもとづく報酬限度額は、取締役年額250百万円以内、監査役年額50百万円以内であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬等の額については、株主総会で承認された総額の範囲内で、各取締役の地位、担当職務、在職年数等を勘案して支給することとし、取締役会での決議により個別の支給額を決定しております。
また、監査役の報酬等の額については、株主総会で承認された総額の範囲内で、各監査役の地位、在職年数等を勘案して支給することとし、監査役の協議により個別の支給額を決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役のサポート体制については、社外取締役が求める場合には、他の取締役と同様に情報提供や内容説明等を行うこととしております。また、社外取締役と常勤監査役を含む監査役全員とによる情報交換会を開催する等、相互に連携することのできる体制としております。

社外取締役と内部統制部門である企画課との関係については、取締役会事務局を務める企画課では、社外取締役に対して他の取締役と同様に、取締役会の開催前に付議内容を記載した議案書を配付し、また、必要に応じて事前に議案の内容説明を行う等、社外取締役による取締役会での意見、提言等に資することのできるよう、実務対応を行っております。

社外監査役のサポート体制については、常勤監査役との連携はもとより、監査室から社外監査役に対して、随時監査に資する様々な情報を提供しており、取締役会への付議内容についても、常勤監査役を通じて事前に通知しており社外監査役による取締役会での意見に資することのできるよう、実務対応を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

当社は、代表取締役等を退任した者に対して相談役又は顧問（以下、相談役等）を委嘱する場合があります。現在、当社には相談役等を委嘱しているものはおりません。

相談役等は長年にわたり当社の経営に携わってきた経験・知見から、経営その他事項について必要に応じ、当社より助言を求めることがあります。ただし、経営のいかなる意思決定にも関与することはありません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

会社の経営上の意思決定機関としては、会社法に定められた取締役会のほか、取締役会で決定した経営の基本方針・基本計画に基づき、重要な業務の執行等について審議、決定する経営会議を設置しております。

取締役（うち社外取締役2名）及び監査役（うち社外監査役2名）の15名で構成される取締役会は、原則として毎月１回以上、常勤の取締役及び執行役員の12名で構成される経営会議は、原則として毎週開催し、会社法に定める取締役相互による監督と監査役による監査のもとで、活発な議論により重要な業務執行に対しての機動的な意思決定を行っております。なお、2017年度は、取締役会は12回、経営会議は44回、それぞれ開催しております。

監査役監査の実施にあたっては、「社内・外の情勢を踏まえ、当社経営の健全化を維持し、信頼性を確保する」ことを監査の基本方針とし、「関係会社を含む全社的な内部統制システムの構築・運用状況、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性、リスク管理、コンプライアンス体制等」を主な監査項目として掲げ、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席して経営上の重要な意思決定の過程について聴取するほか、随時、取締役及び執行役員に対して職務の執行状況を聴取しております。

監査役会においては、会社法に定める事項をはじめとした重要な事項について協議・決議を行うほか、常勤監査役を中心に取締役、執行役員その他の使用人の職務の執行状況その他の重要な情報の共有化と意見交換を行い、適法・適正な業務執行に対する監査の推進に努め、監査役各々が独立した立場での監査を行いながら、監査業務の相互連携のもとで監査に関する意思決定を行っております。なお、2017年度は、監査役会を10回開催し、社外監査役2名とも出席すべき監査役会の全てに出席しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項の定めに基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款変更を決議し、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに、法令が定める額としており、また、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社の会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人であり、2017年度において監査業務を行った公認会計士の氏名及び継続従事期間並びに監査業務に従事する補助者は、下記のとおりです。

・指定有限責任社員 業務執行社員
　髙山裕三、下西富男
　（継続監査年数については、各人とも７年を超えていないため、当該年数を記載しておりません。）
・監査業務に従事する補助者
　公認会計士 6名、その他 5名

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査役及び監査役会は、取締役や取締役会から高い独立性を有していることや常勤監査役の設置により即応性の高い監査が可能であること等、監査役及び監査役会が有する特性を重視して、監査役制度を採用しております。

また、社外役員として、社外監査役については、会社法の定めに従い、監査役3名のうち2名を選任しており、社外取締役については、2015年に1名増員して2名を選任しております。当社は、これら社外役員が社外での豊富な経験と幅広い知見に基づいた中立的、客観的な立場に基づく意見、助言等を行うことにより、企業経営における透明性、公正性を確保し、一般株主の利益に配慮しつつ、永続的な企業経営及び企業価値の増大を実現させることをもって、企業としての社会的責任を果たすことができると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年3月期の定時株主総会招集通知は、法定期限である6月13日より2日早い6月11日に発送しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、その他適時開示資料、IRスケジュール、株主優待情報等を掲載しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	地域社会に貢献し、地域の皆様から信頼される企業でありつづけるために、広島電鉄社員行動規範を規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	低公害バスの導入や、エコドライブ運動を推進し、バス部門の全営業所において「グリーン経営認証」を取得する等、環境対策に努めるとともに、超低床電車やノンステップバスの導入、施設の改善等バリアフリー化の推進にも努めております。
その他	社員が男女の別なく、その能力を最大限に発揮しながら活躍できる職場環境を整備するため、女性社員が主体となって、社員同士との意見交換や異業種交流、講師を招いての勉強会の開催等を行い、会社に対する提言、働きかけを行うプロジェクトを推進しております。 また、優秀な人材を安定して確保するために、ライフスタイルに応じて、正社員のまま労働時間を柔軟に変えることのできる短時間正社員制度やシニア社員制度の拡充、企業内保育施設の新設等を行い、男女問わず、若手からベテランまでの全員が力を発揮できる職場作りを推進しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針について以下のとおり定め、本方針に従い適法かつ効率的な企業活動を推進しております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役が重要事案の決定を行うにあたっては、法令及び定款に則り定めた取締役会規程及び経営会議規程に基づき、取締役会や経営会議において適法性・妥当性の有無をはじめとした総合的な検討を行う。また、取締役は、取締役会や経営会議において職務の執行に関する報告を迅速に行い、他の取締役は報告された内容に対し法令及び定款の遵守の状況を監督する。

執行役員は、自ら執行する職務の執行状況をその職務を担当する取締役に随時報告し、重要な執行状況に関しては取締役会や経営会議で迅速に報告する。担当取締役及び他の取締役は、報告された内容に対し法令及び定款の遵守の状況はもとより、執行役員による職務の執行状況を監督する。

使用人が日常の職務を執行するにあたっては、業務の組織的かつ効率的な運営を図るために定めた職務権限規程に基づき、稟議手続規程に従って起案した決裁文書により意思決定を行い、会社組織として適法・適正に職務を執行する。

当社は、財務報告の作成及び開示にあたっては、有効な内部統制システムの整備・運用を行い、財務報告の適正性を確保する。また、取締役会規程及び経営会議規程その他の社内規程について、規程類管理規程に定める手続きに従い、常に最新の法令に基づき改正を行い、取締役及び使用人への周知徹底に努める。

当社は、警察や顧問弁護士等と連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録及び経営会議開催記録については、法令及び社内規程に基づき作成し、職務所管部署において適切に保存・管理する。

取締役会及び経営会議に付議し承認された議案書及び決裁文書については、各起案部署において適切に保存・管理する。

契約書等、取締役の職務の執行に係る重要な文書については、契約締結部署、職務所管部署において適切に保存・管理する。

株主総会議事録はもとより、取締役会議事録、経営会議開催記録をはじめとした取締役の職務の執行にあたっての意思決定を記録した文書、契約書等、取締役の職務の執行に係る重要な文書の保存・管理については、その方法・年限等を定めた文書管理規程及び情報セキュリティ規程に基づき適切に行う。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的リスクや緊急対応を要するリスクが発生した場合には、代表取締役社長はリスク対応統括責任者として各取締役を指揮し、各取締役はリスク対応統括責任者のもとで担当部門を指揮することにより、リスク発生による損害を最小限に止める。

電車・バス事業におけるリスクについては、第一の使命である安全運行を確保するため、電車、バス部門ごとに制定した安全管理規程をはじめとする社内規程に基づき、リスクの発生時には迅速かつ的確に対応する。また、各部門の指導・教育担当部署は、使用人に対し、定期的にリスク発生の回避及びリスク発生時の損害を最小限に止めるための迅速な対応について指導・教育を行う。

不動産事業におけるリスクについては、土地・建物の賃貸・販売及び保有により発生が予想されるリスクを抽出し、リスク発生時の迅速かつ的確な対応をあらかじめ想定することにより、リスク発生の回避及びリスク発生時の損害を最小限に止めるように努める。

当社が行う事業における新たな事業機会の検討・実施にあたっては、想定されるリスクについて必要に応じて外部の専門家の意見・助言を取り入れながら十分な検討を行い、事業の実施にあたっては、想定されるリスクを排除しまたはでき得る限り縮小させたうえで実施する。

取締役、執行役員及びその他の使用人は、職務の執行の過程におけるリスクを回避するため、法律上の判断を要する場合には顧問弁護士に、会計上の判断を要する場合には会計監査人にそれぞれ適宜相談し、得られた助言・提案をもとに職務を行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、電車、バス及び不動産部門からなる事業本部制を採用し、会社組織全体に関わる企画・管理部門を含めた組織体制のもとで、横断的な業務の運営により、効率的な経営を行う。各本部の業務執行責任者は取締役又は執行役員が務め、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る。

当社は、取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会については原則として毎月1回以上、経営会議については原則として毎週開催し、取締役相互による活発な議論を経たうえで重要事案に対する意思決定を行う。

また、取締役会決議により、取締役に準ずる地位を有する重要な使用人として執行役員を選任し、代表取締役の指揮命令のもとで会社の重要な業務を執行させることにより、効率的な経営を行う。なお、経営会議には執行役員が構成員として出席し、取締役及び執行役員による活発な議論と重要かつ最新の経営情報の共有のもとで、意思決定を行う。

取締役は、長期にわたる安定した収益構造の構築を基礎としつつ経営環境の変化への迅速な対応を目的として策定した経営総合3ヵ年計画を着実に推進し、進捗状況について定期的にフォローアップを行い、適正かつ効率的な経営により利益の確保に努める。

5．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社の運営管理において、総合企業体としての利益を確保するために関係会社統括要綱を定め、関係会社各社の自主的経営を尊重しつつ、重要事案の決定にあたっては当社への事前協議を求め、また、経営上の重要事項については当社への報告を求める。これらの協議・報告について、当社は必要に応じて当該内容の適法性・妥当性やリスク発生の可能性について確認を行い、場合によっては顧問弁護士や会計監査人に相談のうえ、総合企業体として適法・適正に業務を執行する。

当社は、監査室及び弁護士事務所を内部通報窓口とする企業倫理ヘルプラインの運用等を通じ、当社及び関係会社各社における組織的又は個人的な法令違反及び不正行為等の早期発見と是正を図る。

当社を含めた関係会社各社は、企業集団としての収益性の向上を図るため、必要に応じて関係会社社長会を開催し、情報共有と相互協力により、関係会社各社における適正かつ効率的な業務の推進に努める。また、四半期ごとに関係会社連絡会議を開催し、決算業務に関する法令改正等の情報をはじめとした情報共有により、企業集団としての適法・適正かつ効率的な業務の推進に努める。

重要な関係会社は、当社に準じて経営総合3ヵ年計画を策定し、適正かつ効率的な経営により利益の確保に努める。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、各本部から独立した部署である監査室が内部監査を担当しており、監査室所属員は監査役の指示により監査役会の職務を補助する旨を職務権限規程において明確にし、監査役は、職務を補助する者として、監査室所属員を直接使用することができる。
監査室所属員の人事異動に関する事項については、人事担当取締役は事前に監査役と協議するものとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役、執行役員及びその他の使用人は、いつでも監査役の求めに応じて職務の執行状況を報告する。
また、取締役、執行役員及びその他の使用人並びに関係会社統括要綱に定める関係会社の取締役、監査役及び使用人は、職務執行の過程において、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令及び定款に違反するおそれのある事実その他重大な疑義が生じた場合には、監査役へ速やかに報告を行う。当社及び関係会社各社は、これらの事実を監査役に報告した者に対し、報告したことを理由とした不利な取扱いを行わない。企業倫理ヘルプラインに関する規程に基づいて通報した者に対しても、通報したことを理由とした不利な取扱いを行わない。
重要な決裁文書については、稟議手続規程に基づき、速やかに常勤監査役へ通知する。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行において必要と認められる費用又は債務に対して、監査役からの請求に基づき、速やかに支弁する。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針にしたがい、取締役会及び経営会議その他の重要な会議に出席し、重要事案に対する協議の内容や意思決定の過程を把握するとともに、取締役及び執行役員がこれらの重要な会議で適宜行う業務執行の状況報告を聴取する。
なお、取締役、執行役員及びその他の使用人は、重要な会議の開催にあたり、必要に応じて監査役へ事前に通知し、監査役の取締役、執行役員及びその他の使用人の職務執行に対する監査の機会を確保する。
当社は、代表取締役社長と監査役との情報交換会を、年2回定期的に開催する。
また、上半期・下半期ごとに行われる監査役による定期監査では、課長及び室長・部長へのヒアリングを実施し、日常の職務執行に関する詳細な聴取を行い、定期監査終了後に監査結果の報告並びに取締役及び執行役員に対する職務執行についてのヒアリングを行う目的で、各取締役及び執行役員と監査役との間で情報交換会を開催する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、警察及び顧問弁護士等と連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、会社組織として毅然とした態度で対応することを基本としており、経営管理本部長を暴排統括責任者とし、外部との折衝にあたる各部門には暴排責任者を選任し、不当要求防止責任者講習を受講しております。
また、公益財団法人 暴力追放広島県民会議や広島県企業防衛協議会に所属し、広島県警察本部等と反社会的勢力に関する情報の収集・交換を行っており、社内イントラネットに不当要求対応マニュアル等の情報を適宜掲載しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】

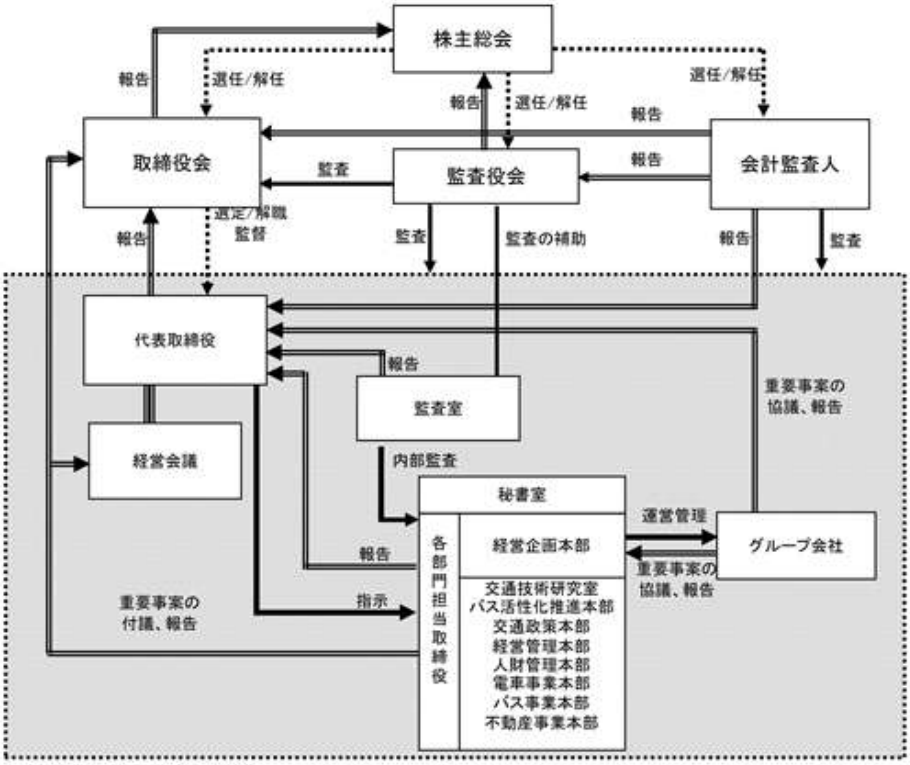

【適時開示体制の概要（模式図）】

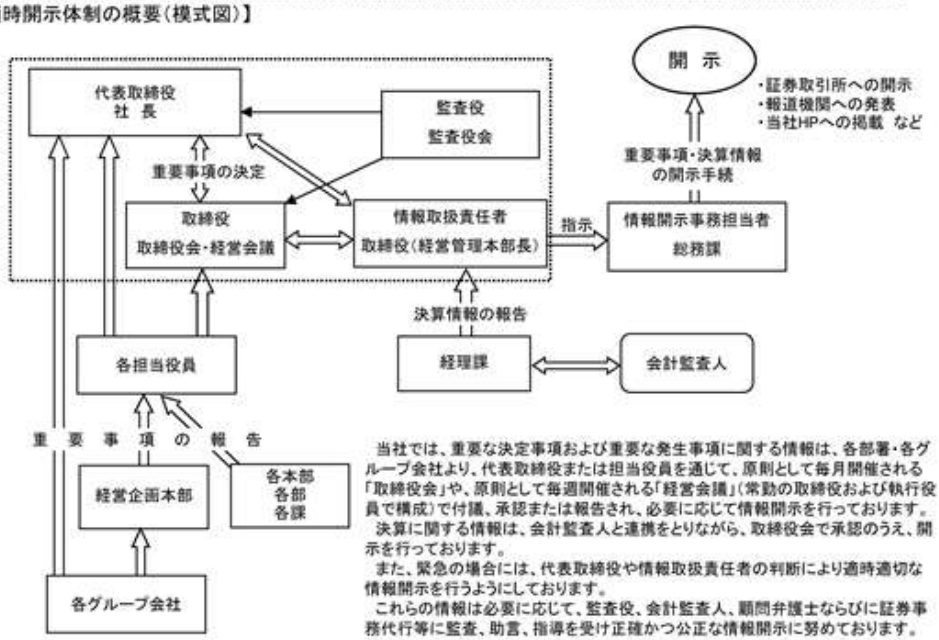

当社では、重要な決定事項および重要な発生事項に関する情報は、各部署・各グループ会社より、代表取締役または担当役員を通じて、原則として毎月開催される「取締役会」や、原則として毎週開催される「経営会議」（常勤の取締役および執行役員で構成）で付議、承認または報告され、必要に応じて情報開示を行っております。

決算に関する情報は、会計監査人と連携をとりながら、取締役会で承認のうえ、開示を行っております。

また、緊急の場合には、代表取締役や情報取扱責任者の判断により適時適切な情報開示を行うようにしております。

これらの情報は必要に応じて、監査役、会計監査人、顧問弁護士ならびに証券事務代行等に監査、助言、指導を受け正確かつ公正な情報開示に努めております。